設計・工事等請負仮契約書（案）

付属資料５－１

　令和５年　月　日に落札した「愛知県豊田加茂総合庁舎整備工事」について、発注者　愛知県　と　請負者　　　　　とは、次のとおり設計・工事等請負仮契約を締結する。

１　工事名、工事場所、工期、工事内容等の入札条件は、本契約において変更することはできない。

２　請負金額は落札金額によらなければならない。

３　本契約は、議会の議決に付するべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第29号）第２条の規定により、議会の同意を得た場合に締結する。

４　議会の議決を得るまでの間に、請負者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、仮契約を解除し本契約を締結しないことがある。この場合、愛知県は一切の賠償責任の責を負わない。

５　議会の議決を得たときには、当事者は遅滞なく本契約を締結し、これを拒むことはできない。

この仮契約を証するため、本書を２通作成し、それぞれ１通を保管する。

令和５年　月　日

発注者　名古屋市中区三の丸三丁目１番２号

愛知県

　　　　　代表者　愛知県知事　　　　　　　　　印

請負者